

荏原保健センター多目的室の利用に関する要綱

制定	平成 9年4月18日	区長決定	要綱第55号
改正	平成11年1月29日	部長決定	要綱第 3号
改正	平成14年2月 6日	区長決定	要綱第 5号
改正	平成23年3月 1日	部長決定	要綱第26号

(目的)

第1条 この要綱は、荏原保健センター多目的室（以下「室」という。）を保健所事業の運営に支障のない範囲で区民の利用に供し、もって区民の健康づくりの啓発に資することを目的とする。

(利用の申請および承認)

第2条 室を利用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料)

第3条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該承認を受けた際、別表に定める利用料を納入しなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる。

- (1) 区または官公署が行政目的または公益のために利用するとき。
- (2) 区に登録した高齢者福祉団体または障害者福祉団体が利用するとき。

(利用料の返還)

第4条 既納の利用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

2 既納の利用料を返還する場合およびその割合は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 利用者の責任でない理由により利用することができないとき。 | 全 額 |
| (2) 公益上または区の都合により利用の承認を取り消したとき。 | 全 額 |
| (3) 利用者が利用日前7日までに利用の取りやめを申し出たとき。 | |
| | 施設利用料 5 割 |
| | 設備利用料 全 額 |

(利用権の譲渡等の禁止)

第5条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき。
- (2) この要綱またはこの要綱に基づく要領に違反したとき。
- (3) その他区長が必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、室の利用が終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

前条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、室の利用に際して、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(休室日および利用時間)

第9条 休室日は12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休室日を定めることができる。

2 室の利用時間は、次のとおりとする。ただし、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

- (1) 月曜日～金曜日 午後5時30分～午後9時30分
- (2) 土曜日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分
午後5時30分～午後9時30分
- (3) 日曜日・休日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に品川区保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成 9年5月12日から適用する。

付 則（平成11年1月29日要綱第 3号）

この改正は、平成11年4月 1日から適用する。

付 則（平成14年2月 6日要綱第 5号）

この改正は、平成14年4月 1日から適用する。

付 則（平成23年3月 1日要綱第26号）

この改正は、平成23年3月 1日から適用する。

別表（第3条関係）

利 用 時 間	利 用 料
午前（9時～12時）	2, 100円
午後（1時～4時30分）	3, 000円
夜間（5時30分～9時30分）	3, 700円

備考

- 1 放送装置（マイク1本付）を利用する場合は、一式1回580円とする。
- 2 ラジオカセットを利用する場合は、1回240円とする。